

兵庫県公報

平成25年4月12日 金曜日 第2482号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 火薬類取締法に基づく指定試験機関の変更の届出（産業保安課）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	9
○ 道路の指定（建築指導課）	9
公 告	
○ 私立各種学校の廃止認可（教育課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（東播磨県民局）	10
企業庁公告	
○ 落札者等の公示	11
病院局公告	
○ 入札公告（県立加古川医療センター）	12
○ 落札者等の公示（県立淡路病院）	17
○ 同 上（県立光風病院）	18
○ 随意契約の相手方等の公示（県立こども病院）	18
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	19
○ 同 上	19
○ 随意契約の相手方等の公示	19

告 示

兵庫県告示第608号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定により、次の指定試験機関から変更の届出があった。

平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社団法人全国火薬類保安協会	名称	社団法人全国火薬類保安協会	公益社団法人全国火薬類保安協会	平成25年 4月 1日



兵庫県告示第609号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人社団三友会 若宮病院
- 所 在 地 神戸市須磨区衣掛町3丁目1番30号
- 撤 回 年 月 日 平成25年 3月 1日



兵庫県告示第610号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市千種町河呂字高下663の1、663の30から663の33まで、663の56、663の66、663の67
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高下663の32・663の33・663の56・663の66（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第611号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町庵字上エノ山521の49から521の56まで、521の92
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上エノ山521の50から521の52まで、521の55（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大糠字ヲシヲ491から494まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区长瀬字田尻谷426から428まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長瀬字ホキン谷785、785の1、786から788まで、789の1、790、790の1、791から796まで、797の1、800の1、村岡区山田字大平1856から1859まで、1859の1、1860、1860の1、1861
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字作ボウキ637の1、637の2、638から642まで、658、659の1から659の3まで、字坂根709、713、713の1、字水山714から717まで、717の1、718、735の1、735の2、736の1、736の2、747、747の1、750、751
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字打越752の1から752の3まで、753、754、766の1、字大コモギ793の2、794

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字本谷奥897の12から897の38まで、897の119から897の136まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町千原字白谷1300の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町千原字坂本1174の1、1175の1、1175の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町鐘尾字坂本441の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町千谷字北谷1042、1042の2、1044の1、1044の2・1047・1050・1051・1051の1・1052の2・1056の3・1077の1・1078の1・1081・1086の1・1086の2・1087・1089・1090（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、1044の4から1044の10まで、1045、1046、1048、1049、1052の1、1053、1054の

1 から1054の4まで、1056、1072、1072の1、1073、1073の1、1074、1074の1、1075から1077まで、1080、1082から1085まで、1088、1090の1、1093の2、1093の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字水谷156（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第623号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字水谷156（次の図に示す部分に限る。）、156の3、156の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第624号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成25年3月21日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社垂水重機
主たる営業所の所在地 神戸市垂水区大町4丁目2番4号
代表者の氏名 水上清久
許可番号 兵庫県知事許可（特-20）第107237号

3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
- (2) 期間
平成25年4月13日から同月15日までの3日間

4 処分の原因となった事実
株式会社垂水重機及び同社代表取締役は、平成23年12月7日に明石簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反によりそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、同月27日に、それぞれその刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年4月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年4月12日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 浜坂港浜坂停車場線	美方郡新温泉町芦屋字水尻766番1から 同郡同町芦屋字西岡327番1まで	旧	6.0から 18.0まで	388.0	
		新	15.0から 31.0まで	386.0	



兵庫県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年4月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 4月12日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市楠本字中山2707番1から 同 市野島常磐字青利越1547番65まで	旧	5.0から 27.0まで	260.0	
		新	13.0から 37.0まで	266.0	



兵庫県告示第627号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名 内 田 猛
住所 養父市八鹿町高柳153—1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 ピュアホテル
所在地 養父市八鹿町高柳153—1
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
縦覧期間 平成25年 4月12日から同月25日まで



兵庫県告示第628号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播予定 0006号	25. 3. 29	宍粟市山崎町今宿字東垣内34番2、38番1の一部、38番4の一部、38番5、38番6、38番7、38番8、46番9の一部、51番2、51番20の一部、54番7の一部、54番8、34番2地先里道、46番9地先水路 同 市山崎町今宿字上垣内61番2、61番4、63番1、69番1の一部、69番4、71番の一部、72番2の一部、72番3の一部、79番3の一部、81番1の一部、81番2の一部、82番1	4.00	327.00

公 告

私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成25年3月29日に認可した。

平成25年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
斎藤服装学園	神戸市東灘区森南町2丁目1番3号	斎 藤 民 子	平成25年3月29日
葺合珠算専修学院	同 市中央区旭通2丁目10番38号	山 本 謙 造	同
東洋自動車学校	同 市西区伊川谷町長坂876番	玉 井 靖 二	同
豊岡高等文化学院	豊岡市元町11番1号	神 田 芙 美 江	同



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 4月12日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 モリスホームセンター加古川店
 所在地 加古川市加古川町木村71番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社澤木商店
 住所 加古川市加古川町中津891番地6
 代表者の氏名 澤 木 明 美
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 モリスリテール株式会社
 住所 高砂市米田町島83番地の1
 代表者の氏名 森 本 幸 吉
 - イ 変更後
 名称 株式会社澤木商店
 住所 加古川市加古川町中津891番地6
 代表者の氏名 澤 木 明 美
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 モリス株式会社
 住所 高砂市米田町島83番地の1
 代表者の氏名 森 本 幸 吉
 - イ 変更後
 名称 株式会社G-7スーパーマート
 住所 神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1
 代表者の氏名 中 藤 務

株式会社エル・アシスト

徳島市中昭和町二丁目39番地5

竹尾正久

モリスホーム株式会社

高砂市米田町島83番地の1

森本幸吉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前10時から午後10時まで

イ 変更後

午前9時から午後10時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前10時から午後11時まで

イ 変更後

午前8時30分から午後11時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成21年4月23日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年3月1日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成25年3月5日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成25年3月5日

5 届出年月日

平成25年3月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年4月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年8月12日

(2) 提出先

東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

企業庁公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年4月12日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒木一聡

1 落札に係る物品の名称及び数量

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 次亜塩素酸ナトリウム | 1,626,000キログラム |
| (2) ポリ塩化アルミニウム | 5,616,000キログラム |
| (3) ドライ粉末活性炭(5%WE T) | 514,000キログラム |
| (4) 粉末活性炭(50%WE T) | 89,000キログラム |
| (5) 液体苛性ソーダ | 431,000キログラム |

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成25年 3月22日

4 落札者の名称及び住所

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 網干産業株式会社 | 姫路市大津区吉美661番地 |
| (2) 網干産業株式会社 | 姫路市大津区吉美661番地 |
| (3) 平瀬商事株式会社 | 尼崎市大庄西町2丁目21番8号 |
| (4) 岡畑化成株式会社 | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 |
| (5) 林六株式会社 | 大阪市中央区久太郎町1丁目5番10号 |

5 落札金額

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 51円80銭 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (2) 19円50銭 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (3) 275円 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (4) 150円 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (5) 20円30銭 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |

6 契約の相手方を決定した手続

- | |
|------------|
| (1) 一般競争入札 |
| (2) 一般競争入札 |
| (3) 一般競争入札 |
| (4) 一般競争入札 |
| (5) 一般競争入札 |

7 入札公告をした日

平成25年 2月 5日

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 4月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川医療センター院長 千 原 和 夫

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 工事名 | 兵庫県立加古川医療センタードクターヘリ基地関連施設新築工事 |
| (2) 工事場所 | 加古川市神野町神野203番地 |
| (3) 工事概要 | 工種 建築一式工事
格納庫棟 鉄骨造 地上2階建 延床面積486.4m ²
燃料庫棟 鉄骨造 平屋建 延床面積25.8m ²
屋外付帯工事一式（舗装・排水・囲障・その他） |
| (4) 施工期間 | 着工の日から平成25年9月12日（木）まで |
| (5) 最低制限価格 | 有 |
| (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格 | 無 |
| (7) 入札方式 | 制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争） |
| (8) 契約締結予定日 | 平成25年5月中旬予定 |
| (9) 支払条件 | |

- ア 前払金 有
イ 部分払 無
- 2 応募方法
単独企業による。
- 3 入札参加資格
財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 資格要件
- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。
エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
オ 兵庫県東播磨県民局、中播磨県民局、北播磨県民局、淡路県民局、又は神戸県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成24年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事においてC等級又はD等級に格付されていること。
ただし、C等級の者にあつては、兵庫県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による建築工事における社会貢献評価数値を有する者であつて、その合計点数が40点以上であること。
カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 有限会社 建築設計工房真砂
(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
(ロ) 代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ケ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たす1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、かつ建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。
(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日より前に3箇月以上の雇用関係）があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。
- ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成25年4月12日（金）から同年5月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する病院）

〒675-0003 加古川市神野町神野203番地
兵庫県立加古川医療センター総務部経理課
電話（079）497-7000 内線2220

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成25年4月12日（金）から同月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成25年4月12日（金）から同月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（質疑様式）により提出すること。

ア 提出期間

平成25年4月12日（金）から同月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成25年5月1日（水）から同月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成25年5月14日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

加古川市神野町203番地

兵庫県立加古川医療センター 2階会議室1

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(i) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立加古川医療センターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（兵庫県立加古川医療センター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 4月12日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立淡路医療センター施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂1丁目6番6号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 2月26日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社サンメンテナンス 大阪市中央区常盤町2丁目2番5号
- 5 落札金額
33,264,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告をした日
平成25年 1月15日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成25年 4月12日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立光風病院長 幸 地 芳 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立光風病院施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地
兵庫県立光風病院 神戸市北区山田町上谷上字登り尾 3
- 3 落札者を決定した日
平成25年 1月30日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社大清社 神戸市中央区三宮町 1丁目10番 1号
- 5 落札金額
27,972,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年12月21日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
平成25年 4月12日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立こども病院長 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立こども病院施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地
兵庫県立こども病院 神戸市須磨区高倉台 1丁目 1番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 1月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日東カストディアル・サービス株式会社神戸支店 神戸市中央区三宮町 3丁目 7番 6号
- 5 随意契約に係る契約金額
43,470,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年12月21日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第 1項(a)による。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

一般競争に係る調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成25年 4月12日

契約担当者
兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
兵庫県自動車運転免許試験場庁舎ほか4箇所清掃委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3月12日
- 4 落札者の名称及び住所
日之出管財株式会社 神戸市兵庫区塚本通4丁目4番19号
- 5 落札金額
45,335,617円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年 1月29日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成25年 4月12日

契約担当者
兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
更新時講習等に使用する教本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3月22日
- 4 落札者の名称及び住所
一般社団法人兵庫県指定自動車教習所協会 明石市西朝霧丘4番23号
- 5 落札金額
31,399,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年 2月 8日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
平成25年 4月12日

契約担当者
兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称
運転免許証等作成用消耗品の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社
東京都品川区西五反田 3丁目 6番30号
- 5 随意契約に係る契約金額
年間予定額255, 502, 212円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第 1項(b)による。